



相次ぐ水害では、実際に浸水被害が出た地域がハザードマップで浸水が想定される区域と重なることが多く、事前にリスクを把握する重要性が高まっています。

これを受けて国土交通省は、不動産業者が土地や住宅の取り引きをする際に契約相手に行う「重要事項説明」の中で、川の氾濫や高潮などの浸水想定区域が記されたハザードマップを提示して、対象物件の浸水リスクを説明するよう義務づけることになりました。（NHK NEWS WEB より抜粋）

浸水リスクの説明義務づけへ 不動産取引

Notice!

【テーマ】

水害リスク情報の説明を重説にて義務づけ

【要 旨】

水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を重要事項として説明する義務がある。

【対 象】 売買、賃貸

【公 布】 令和2年7月17日

【施 行】 令和2年8月28日

【理 由】

昨今、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号など大規模水害の頻発を受け、不動産取引時において契約締結の意思表示を行う上で重要な要素となっている。水防法に基づき作成された水害ハザードマップを活用し水害リスクに係る説明を契約締結 までに行う必要がある。

【ガイドライン】

水防法による水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップを提示し当該物件の概ねの位置を示す。

また、ハザードマップ上に記載された避難場所も併せてその位置を説明する。

毎年、数十年に一度の災害が全国で見受けられます

建物に対して所有者が加入する保険により

災害の備えをする必要があるのかもしれませんが

パートナーメール

不動産資産の管理・活用方法など経営総合情報を毎月お届けしております

PARTNER MAIL Vol.129
2020年9月

資産活用の不安を安心に！
<https://www.yama1.co.jp>

山一管理センター株式会社
☎03-5851-7131
info@yama1.co.jp